

八、謝絶の趣意を以て、本會に於て、
 九、謝絶の趣意を以て、本會に於て、
 十、謝絶の趣意を以て、本會に於て、
 十一、謝絶の趣意を以て、本會に於て、
 十二、謝絶の趣意を以て、本會に於て、
 十三、謝絶の趣意を以て、本會に於て、
 十四、謝絶の趣意を以て、本會に於て、
 十五、謝絶の趣意を以て、本會に於て、
 十六、謝絶の趣意を以て、本會に於て、
 十七、謝絶の趣意を以て、本會に於て、
 十八、謝絶の趣意を以て、本會に於て、
 十九、謝絶の趣意を以て、本會に於て、
 二十、謝絶の趣意を以て、本會に於て、
 二十一、謝絶の趣意を以て、本會に於て、
 二十二、謝絶の趣意を以て、本會に於て、
 二十三、謝絶の趣意を以て、本會に於て、
 二十四、謝絶の趣意を以て、本會に於て、
 二十五、謝絶の趣意を以て、本會に於て、
 二十六、謝絶の趣意を以て、本會に於て、
 二十七、謝絶の趣意を以て、本會に於て、
 二十八、謝絶の趣意を以て、本會に於て、
 二十九、謝絶の趣意を以て、本會に於て、
 三十、謝絶の趣意を以て、本會に於て、
 三十一、謝絶の趣意を以て、本會に於て、
 三十二、謝絶の趣意を以て、本會に於て、
 三十三、謝絶の趣意を以て、本會に於て、
 三十四、謝絶の趣意を以て、本會に於て、
 三十五、謝絶の趣意を以て、本會に於て、
 三十六、謝絶の趣意を以て、本會に於て、
 三十七、謝絶の趣意を以て、本會に於て、
 三十八、謝絶の趣意を以て、本會に於て、
 三十九、謝絶の趣意を以て、本會に於て、
 四十、謝絶の趣意を以て、本會に於て、
 四十一、謝絶の趣意を以て、本會に於て、
 四十二、謝絶の趣意を以て、本會に於て、
 四十三、謝絶の趣意を以て、本會に於て、
 四十四、謝絶の趣意を以て、本會に於て、
 四十五、謝絶の趣意を以て、本會に於て、
 四十六、謝絶の趣意を以て、本會に於て、
 四十七、謝絶の趣意を以て、本會に於て、
 四十八、謝絶の趣意を以て、本會に於て、
 四十九、謝絶の趣意を以て、本會に於て、
 五十、謝絶の趣意を以て、本會に於て、
 五十一、謝絶の趣意を以て、本會に於て、
 五十二、謝絶の趣意を以て、本會に於て、
 五十三、謝絶の趣意を以て、本會に於て、
 五十四、謝絶の趣意を以て、本會に於て、
 五十五、謝絶の趣意を以て、本會に於て、
 五十六、謝絶の趣意を以て、本會に於て、
 五十七、謝絶の趣意を以て、本會に於て、
 五十八、謝絶の趣意を以て、本會に於て、
 五十九、謝絶の趣意を以て、本會に於て、
 六十、謝絶の趣意を以て、本會に於て、
 六十一、謝絶の趣意を以て、本會に於て、
 六十二、謝絶の趣意を以て、本會に於て、
 六十三、謝絶の趣意を以て、本會に於て、
 六十四、謝絶の趣意を以て、本會に於て、
 六十五、謝絶の趣意を以て、本會に於て、
 六十六、謝絶の趣意を以て、本會に於て、
 六十七、謝絶の趣意を以て、本會に於て、
 六十八、謝絶の趣意を以て、本會に於て、
 六十九、謝絶の趣意を以て、本會に於て、
 七十、謝絶の趣意を以て、本會に於て、
 七十一、謝絶の趣意を以て、本會に於て、
 七十二、謝絶の趣意を以て、本會に於て、
 七十三、謝絶の趣意を以て、本會に於て、
 七十四、謝絶の趣意を以て、本會に於て、
 七十五、謝絶の趣意を以て、本會に於て、
 七十六、謝絶の趣意を以て、本會に於て、
 七十七、謝絶の趣意を以て、本會に於て、
 七十八、謝絶の趣意を以て、本會に於て、
 七十九、謝絶の趣意を以て、本會に於て、
 八十、謝絶の趣意を以て、本會に於て、
 八十一、謝絶の趣意を以て、本會に於て、
 八十二、謝絶の趣意を以て、本會に於て、
 八十三、謝絶の趣意を以て、本會に於て、
 八十四、謝絶の趣意を以て、本會に於て、
 八十五、謝絶の趣意を以て、本會に於て、
 八十六、謝絶の趣意を以て、本會に於て、
 八十七、謝絶の趣意を以て、本會に於て、
 八十八、謝絶の趣意を以て、本會に於て、
 八十九、謝絶の趣意を以て、本會に於て、
 九十、謝絶の趣意を以て、本會に於て、
 九十一、謝絶の趣意を以て、本會に於て、
 九十二、謝絶の趣意を以て、本會に於て、
 九十三、謝絶の趣意を以て、本會に於て、
 九十四、謝絶の趣意を以て、本會に於て、
 九十五、謝絶の趣意を以て、本會に於て、
 九十六、謝絶の趣意を以て、本會に於て、
 九十七、謝絶の趣意を以て、本會に於て、
 九十八、謝絶の趣意を以て、本會に於て、
 九十九、謝絶の趣意を以て、本會に於て、
 一百、謝絶の趣意を以て、本會に於て、

機関紙及新聞會友謝絶文

財團法人協調會大阪支所

九、收賄行為ヲ嚴罰サレタレ
 一〇、本款願ニ對スル回答ヲ六日正午迄ニサレタレ
 一一、本問題ニ關シ絶体ニ解雇者ヲ出サイルコト
 以上款願致シマヌ
 昭和七年九月五日

紡績製造株式會社
 従業員 一同

紡績製造株式會社 御中

回答要領(但シ口頭ニテ)
 一、昇給ニ對シテハ目下考慮中ナリ
 此率ニ就テハ要求承認出來ヌ
 二、不合理ノ要求ト認メ承認出來ヌ
 三、時間ハ實際上承認出來ヌ可成早ク出ヌ様努ムベシ